

## 岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業者選定審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 岩手沿岸南部広域環境組(以下「組合」という。)が岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の趣旨に基づくDBO方式により実施するにあたり、民間事業者の選定等、必要な事項を審議及び審査するため、岩手沿岸南部広域ごみ処理施設整備運営事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、組合管理者(以下「管理者」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項について審議及び審査を行い、管理者に報告する。

- (1) PFI法第5条に規定する実施方針及び同法第6条に規定する特定事業の選定に関すること。
  - (2) 民間事業者の募集要項及び落札者決定基準に関すること。
  - (3) 民間事業者による提案書等の審査及び優秀提案者の選定に関すること。
  - (4) その他管理者が必要と認める事項。
- 2 民間事業者の選定方式として地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条10の2の規定による総合評価一般競争入札方式を行う場合は、学識経験者の意見聴取を兼ねるものとする。

### (組織)

第3条 審査委員会は、委員5人をもって組織する。

- 2 委員は、PFI法の趣旨に基づくDBO方式による事業者の選定に必要な学識経験等を有する者のうちから管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員を代表する。
- 3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第 5 条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は非公開とする。
- 5 会議における結果等は公表する。

( 委員の責務 )

第 6 条 委員は、公平公正な審査に努めなければならない。

- 2 委員は、職務上知りえた情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いて後も同様とする。

( 関係者の出席 )

第 7 条 委員長は、必要があるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

( 事務局 )

第 8 条 審査委員会の事務局は、組合事務局に置く。

- 2 組合が委託契約したアドバイザー等は、事務局に参加するものとし、審査委員会で知りえた情報を漏らしてはならない。

( 補則 )

第 9 条 審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 この要綱は、第 2 条に規定する所掌事務が完了したとき、その効力を失う。